

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

健康推進課

〃

生活衛生課

障害福祉課

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の休止

〃

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

目次

担当課（室）

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の休止
- 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更の認可
- 道路の区域変更
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

水産課

道路整備課

都市計画課

住宅課

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 〃
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 随意契約の相手方の決定

県民生活交通課

〃

耕地課

建築指導課

内部事務課

監査事務局

- 外部監査人補助者の告示

【監査委員】

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

<p>○ 第五百十三回岡山海区漁業調整委員会の開催</p>	<p>目次</p>
<p>会 海区漁業調整委員</p>	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県告示第二百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

訪問看護リハビリステーションなごみ

倉敷市東富井九二五〇一セジュール村前

平成二十九年四月一日

こころクリニック

倉敷市生坂二二五七〇一

平成二十九年五月一日

◎岡山県告示第二百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

こころクリニック

倉敷市生坂二二五七一

平成二十九年四月三十日

◎岡山県告示第二百九十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修及び同法第八条の三に規定する業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 主催者等の名称及び所在地

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

岡山市北区内山下一丁目三番七号 県土連ビル二階

電話番号（〇八六）二二二―三五九八

二 研修又は講習の開催年月日及び場所

平成三十年二月四日（日曜日）

岡山市北区下石井二丁目六番四一号 ピュアリティまきび

三 研修又は講習の科目及び時間

1 クリーニング師の研修

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

2 業務従事者に対する講習

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千元

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

◎岡山県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社大手町薬局メディカルアールフア	津山市大田452-4	H29. 3. 27
いとう歯科クリニック	英田郡西粟倉村長尾1026-4	H29. 4. 20

◎岡山県告示第二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
エスアール薬局ほのぼの店	総社市富原345-2	名称	ほのぼの薬局	エスアール薬局ほのぼの店	H29. 3. 1
岡山赤十字病院玉野分院	玉野市築港五丁目16-25	名称	総合病院岡山赤十字病院玉野分院	岡山赤十字病院玉野分院	H29. 4. 1
エスアール薬局立脇店	浅口市鴨方町深田990-4	名称	立脇薬局	エスアール薬局立脇店	H29. 4. 1

◎岡山県告示第 300 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社大手町薬局メディカルアルフア	津山市志戸部 6 6 1-1 7	H29. 3. 26
西岡歯科医院	赤磐市桜ヶ丘東 6-6-280	H29. 3. 20
松田クリニック	玉野市和田三丁目 1-20	H29. 3. 31
飯田歯科医院	真庭市勝山 303	H29. 3. 31

◎岡山県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の休止の届出があつた。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	休止年月日
医療法人つるの里クリニック	和気郡和気町田賀40-1	H29. 4. 1

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	休止年月日
日本赤十字社岡山県支部	岡山市北区丸の内二丁目7-20	岡山赤十字玉野訪問看護ステーション	玉野市築港五丁目16-25	H29. 2. 1

◎岡山県告示第三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人仁礼会	総社市久代4964-1	平川内科クリニック	総社市久代4964-1	H29.3.1

◎岡山県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
医療法人仁礼会	総社市久代4964-1	平川内科クリニック	総社市久代4964-1	H29.3.1

◎岡山県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が
あつた。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	株式会社エヌエ	広島県広島市西区南工 センター6-1-11	エヌエイル薬局(ほのぼ の)店	総社市富原345-2	事業所の名称	(ほのぼの)薬局	エヌエイル薬局(ほのぼ の)店	H29.3.1
介護予防事業者	株式会社エヌエ	広島県広島市西区南工 センター6-1-11	エヌエイル薬局(ほのぼ の)店	総社市富原345-2	事業所の名称	(ほのぼの)薬局	エヌエイル薬局(ほのぼ の)店	H29.3.1
居宅介護事業者	日本赤十字社	東京都港区芝大門1- 1-3	岡山赤十字玉野訪問看護 ステーション	玉野市築港五丁目16 -25	名称	日本赤十字社岡山支部	日本赤十字社	H29.4.1
介護予防事業者	日本赤十字社	東京都港区芝大門1- 1-3	岡山赤十字玉野訪問看護 ステーション	玉野市築港五丁目16 -25	名称	日本赤十字社岡山支部	日本赤十字社	H29.4.1
居宅介護事業者	株式会社エヌエ	広島県広島市西区南工 センター6-1-11	エヌエイル薬局立脇店	浅口市鴨方町深田99 0-4	事業所の名称	立脇薬局	エヌエイル薬局立脇店	H29.4.1
介護予防事業者	株式会社エヌエ	広島県広島市西区南工 センター6-1-11	エヌエイル薬局立脇店	浅口市鴨方町深田99 0-4	事業所の名称	立脇薬局	エヌエイル薬局立脇店	H29.4.1

◎岡山県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	有限会社大手町薬局	津山市東一宮2-16	有限会社大手町薬局メグイカルテ ルフレ	津山市志戸部661-17	H29.3.26
介護予防事業者	有限会社大手町薬局	津山市東一宮2-16	有限会社大手町薬局メグイカルテ ルフレ	津山市志戸部661-17	H29.3.26
居宅介護事業者	医療法人弘友会	総社市総社995-1	小規模多機能型ホームれんげ	総社市総社2-13-26	H29.3.31
介護予防事業者	医療法人弘友会	総社市総社995-1	小規模多機能型ホームれんげ	総社市総社2-13-26	H29.3.31
介護予防支援事業者	医療法人弘友会	総社市総社995-1	総社市中央部北地域包括支援セン ター	総社市小寺995-1	H29.3.31
居宅介護事業者	有限会社久米薬局	津山市宮尾253-5	久米薬局	津山市宮尾253-5	H29.3.31
介護予防事業者	有限会社久米薬局	津山市宮尾253-5	久米薬局	津山市宮尾253-5	H29.3.31

◎岡山県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の休止の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
居宅介護事業者	サンキ・ウエルビー株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	サンキ・ウエルビー介護センター矢掛	小田郡矢掛町小林264	H29.3.31
介護予防事業者	サンキ・ウエルビー株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	サンキ・ウエルビー介護センター矢掛	小田郡矢掛町小林264	H29.3.31
居宅介護事業者	日本赤十字社岡山県支部	岡山市北区丸の内二丁目7-20	岡山赤十字玉野訪問看護ステーション	玉野市築港五丁目16-25	H29.2.1
介護予防事業者	日本赤十字社岡山県支部	岡山市北区丸の内二丁目7-20	岡山赤十字玉野訪問看護ステーション	玉野市築港五丁目16-25	H29.2.1

◎岡山県告示第三百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 吉野川漁業協同組合

2 所在地 美作市松脇六一―五

二 漁業権の免許番号

内共第二号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに津山市及び美作市の各市役所並びに勝央町、奈義町、西粟倉村及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十九年五月十一日

◎岡山県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 東安倉鴨方線

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六五四番一地内		新	四一・〇〃 四四・〇	三〇・〇
		旧	四三・〇〃 五〇・〇	三〇・〇

一 道路の種類 県道

二 路線名 南浦金光線

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六五八番一地内		新	三三・五〃 三五・〇	五・〇
		旧	(メートル)	(メートル)

浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六五八番二地内
旧
三五・五〇・四〇・〇
五・〇

◎岡山県告示第三百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、矢掛都市計画下水道事業矢掛町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
矢掛町	矢掛都市計画下水道 事業 矢掛町公共下水道	平成六年一月二十一日 から 平成三十八年三月三十 一日まで	収用の部分 平成二十四年岡山県告 示第四百八十六号の事業 地のうち、小林字下苦田 の一部を削る。 平成二十四年岡山県告 示第四百八十六号の事業 地に、矢掛の一部、中 の一部、東三成の一部を加 える。 使用の部分 平成二十四年岡山県告 示第四百八十六号の事業 地に、矢掛の一部、中 の一部、東三成の一部、横 谷の一部を加える。

◎岡山県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃
及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人に
よる滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

〔一六七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人赤まる福祉移送

三 代表者の氏名

赤堀 安美

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島田の口四丁目八番一八号

五 定款に記載された目的

この法人は、外出時に車椅子の使用や、歩行介護が必要な人に対して、通院、通学等の日常の外出だけでなく、行楽、余暇活動等、生活の質と範囲を広げる手助けとして、福祉車両による自家用自動車を使用して、福祉移送サービスに関する事業を行い、車椅子の使用や歩行介護が必要な人に寄与することを目的とする。

〔二六八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアサポートくらしき

三 代表者の氏名

三上 浩幸

四 主たる事務所の所在地

倉敷市黒崎二七七番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二六九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民交流ネットワーク井原

三 代表者の氏名

渡邊 研一

四 主たる事務所の所在地

井原市井原町四七〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、市民・ボランティア活動団体等に対して、地域福祉や住民の安全安心の支援等に関する事業を行い、諸団体のネットワークを構築、子どもの見守りや防災啓発活動等、地域の課題の解決を目指し、市民の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成29年5月26日 岡山県公報 第11891号

〔二七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住所	理事別
氏名	氏名		
岸本 圭介	岸本 圭介	勝田郡勝央町畑屋二〇七七―二	理事
江見 文夫	江見 文夫	美作市宗掛二〇九―一	〃
小村 雅紀	小村 雅紀	勝田郡勝央町石生一〇四―一	〃
板坂 敦巳	板坂 敦巳	美野七―一	〃
岡本 秀樹		〃 豊久田二八八四	〃
東 和彦		〃 植月東一〇二九	〃
	福田 慶三	〃 豊久田二二四三―二	〃
	末田 寛司	〃 植月北二三九八―一	〃
影山 真一	影山 真一	〃 植月中一五六八	〃
坂元 卓		美作市真加部一四八―二	〃
	坂元 文明	〃 一一四四―六	〃
則本 和彦	則本 和彦	〃 中尾三一九―二	〃
赤堀 健吾	赤堀 健吾	〃 田殿一五二〇―一	〃
芦田 潤治		勝田郡奈義町柿八四四	〃
	小童谷 進	〃 中島東九八四	〃
津田 剛	津田 剛	津山市原二二―一	〃
下山 博史		勝田郡勝央町黒坂一三七―一	〃
	古山 葉富	〃 岡四八―六	〃
萩原 誠司	萩原 誠司	美作市朽木三〇九―一	〃
花房 昭夫		勝田郡奈義町中島西一八七―一	〃
	笠木 義孝	〃 成松一六二	〃

石川 寛次
山本 政和
有岡 匠

高山 真宏
江見 誠
石川 寛次

勝田郡勝央町植月中一五六八
美作市宗掛一九〇
勝田郡勝央町石生二一〇四
美作市上相八四九一
〃 勝央町豊久田一三三三

〃 〃 〃 〃 監事

〔二七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字井領八七七一、八七八一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三四一―ヴィラー―里松二〇三

守安 孝裕

三 許可番号

岡山県指令建指第二六〇号

平成29年5月26日 岡山県公報 第11891号

〔一七二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
給与システム保守運用業務
- 二 契約期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局内部事務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
六六、五一八、三二二円（うち消費税額及び地方消費税の額四、九二七、二八二円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人青木靖英が岡山県と平成二十九年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十九年五月二十六日

岡山県監査委員 池 本 敏 朗
 岡山県監査委員 青 野 高 陽
 岡山県監査委員 興 田 統 充
 岡山県監査委員 佐 藤 由 美 子

氏 名	住 所	期 間
奥 田 講 平	茨木市舟木町六番二六号	平成二十九年五月二十六 日から 平成三十年三月三十一 日まで
徳 永 浩 司	茨木市稲葉町七番九号	
藤 本 真 也	岡山市北区表町二丁目三番八号	
黄 壽 容	七 京都市山科区御陵上御廟野町七番地	
松 島 幸 三	岡山市中区住吉町二丁目四四番	

◎岡山県選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡山県作業療法士連盟	二神雅一	二神雅一	倉敷市茶屋町二一〇二一四（株）創心會内	平成二九・四・一九
原田ひでし後援会	守屋一郎	鳥越孝人	小田郡矢掛町小林五八一	〃 四・二〇
三上しゅうじ後援会	難波孝二	横田浩幸	総社市上原一四六	〃 四・一一

◎岡山県選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党岡山県連合	宮田好夫	代表者の氏名	宮田好夫	福島捷美	平成二九・三・二六
〃	〃	会計責任者の氏名	野崎保	福島捷美	〃
自由民主党岡山県環境保	末澤由博	主たる事務所の所在地	津山市押入二二一九一七	津山市河辺七九四一	〃
全支部	〃	〃	〃	〃	〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大守秀行後援会	大守秀行	政治団体の名称	大守秀行後援会	おもしろ秀行後援会	平成二九・四・一
岡山県商工政治連盟	吉澤威人	主たる事務所の所在地	岡山市南区妹尾二三三七一三	岡山市北区建部町大田四〇六八	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	大本裕志	山田賢一	〃
全日本不動産政治連盟岡山県本部	大槻俊一郎	代表者の氏名	大槻俊一郎	脇田立夫	平成二八・一〇・一七
TKC中国政経研究会	寺越慎一	〃	寺越慎一	森末英男	平成二九・四・一三
〃	〃	会計責任者の氏名	森脇慎	馬越晃一	〃
花房ひさし後援会	花房尚	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町円宗寺一一二二	苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二一三	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	中尾清則	坂手宏行	〃
美作の未来を考える会	〃	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町円宗寺一一二二	苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二一三	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	中尾清則	坂手宏行	〃

◎岡山県選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

居森彰後援会

居森昌治

平成二九・四・一一

岡山新政策研究所

小林健伸

平成二八・一二・三一

小田百合子後援会

曾根正人

平成二九・三・三一

田儀公夫後援会

久保芳正

平成二八・一二・三一

田辺博樹後援会

田辺博樹

〃 三・三一

丸山明後援会

荒武弘

平成二九・四・一七

◎岡山県選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大守 秀行	大守秀行後援会	政治団体の名称	大守秀行後援会	おおもり秀行後援会	平成二九・四・一
花房 尚	花房ひさし後援会	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町円宗寺一―二二	苫田郡鏡野町円宗寺一〇七二―三	〃 四・一四

◎岡山県選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十九年五月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日

小林 健 伸

岡山新政策研究所

平成二八・一二・三一

田辺 博 樹

田辺博樹後援会

〃 三・三一

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十三回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十九年五月二十六日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 日時 平成二十九年六月二十九日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 委員会指示について

第二号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選任について

第三号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選任について